

議案第 63 号

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）およびデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の公布により関係法律の一部が改正され、米原市個人情報保護条例（平成 18 年米原市条例第 5 号）に定める保有個人情報の情報提供等記録を訂正した場合の通知先の変更および引用法律の条数の号ずれが生じたため、この案を提出するものである。

米原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

米原市個人情報保護条例（平成 18 年米原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条第 2 号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市個人情報保護条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第 35 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 情報提供等記録 <u>内閣総理大臣</u>および番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者もしくは情報提供者または<u>同条第 9 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項および第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第 35 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 情報提供等記録 <u>総務大臣</u>および番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者もしくは情報提供者または<u>同条第 8 号</u>に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項および第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第 2 条第 14 項に定める情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことによる、情報提供等記録を訂正した場合の通知先の変更に伴う改正 ・ 番号法第 19 条に定める特定個人情報の提供の制限の例外措置として新たに第 4 号が加えられたことによる、引用法律の条数の号ずれに伴う改正